

項	現計画	修正案
12	第1節 防災知識普及計画 第1 基本方針 町及び防災関係機関（以下本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の<u>男女のニーズの違い等男女双方の</u>視点にも配慮する。	第1節 防災知識普及計画 第1 基本方針 町及び防災関係機関（以下本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。 なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の<u>性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）</u>の視点にも配慮する。
12	第2 防災知識の普及 【総務課、学校教育課、消防防災課】 1～2 [略] 3 町民に対する防災知識の普及 (1) 町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。 (2) [略] (3) [略] ① [略] ② 気象警報、<u>避難勧告</u>等の意味及び内容 ③ 平常時における心得 ・地域の災害危険箇所や<u>避難場所</u>、避難路等を確認する。 <u>[新規]</u> ・[略] <u>[新規]</u> ・[略] <u>[新規]</u>	第2 防災知識の普及 【総務課、学校教育課、消防防災課】 1～2 [略] 3 町民に対する防災知識の普及 (1) 町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で<u>タイミングを逸することなく適切な</u>避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。 (2) [略] (3) [略] ① [略] ② 気象警報、<u>避難指示</u>等の意味及び内容 ③ 平常時における心得 ・地域の災害危険箇所や<u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難所</u>、避難路等を確認する。 ・<u>他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。</u> ・[略] ・<u>いざというときの対処方法を検討する。</u> ・[略] ・<u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方。</u>
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
13	④ 震災時における心得、避難方法 [新規] [新規] ⑤～⑨ [略] ⑩ 津波警報、避難勧告等の意味及び内容 ⑪ [略] [新規] (4)～(5) [略] [新規] 4～9 [略]	④ 震災時における心得、避難方法 ・所在(居住または滞在)する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。 ・所在(居住または滞在)する自治体による防災対策に従う。 ⑤～⑨ [略] ⑩ 緊急地震速報、津波警報、避難指示等の意味及び内容 ⑪ [略] ⑫ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 (4)～(5) [略] (6) 町は、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。 4～9 [略]
15	第2節 地域防災活動活性化計画 第1 基本方針 [略] 第2 自主防災組織等の育成 【総務課、消防防災課、復興企画課】 1 自主防災組織の育成強化 (1) [略] (2) 自主防災組織の活動 [略] ① 平常時の活動 ア～オ [略] カ 地域の危険箇所、指定緊急避難場所及び指定避難所の把握、<u>発災時</u>における地域内での連絡体制の構築 ② 災害時の活動 ア [略] イ 町民に対する<u>避難勧告等</u>の伝達、確認 ウ～キ [略] 2～3 [略]	第2節 地域防災活動活性化計画 第1 基本方針 [略] 第2 自主防災組織等の育成 【総務課、消防防災課、<u>政策企画課</u>】 1 自主防災組織の育成強化 (1) [略] (2) 自主防災組織の活動 [略] ① 平常時の活動 ア～オ カ 地域の危険箇所、指定緊急避難場所及び指定避難所の把握、<u>災害時</u>における地域内での連絡体制の構築 ② 災害時の活動 ア [略] イ 町民に対する<u>避難指示</u>等の伝達、確認 ウ～キ [略] 2～3 [略]
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正 ○町独自の修正（組織改編に伴う修正） ○所要の修正	

項	現計画	修正案
17	第3節 防災訓練計画 第1 基本方針 [略] 第2 実施要領 【総務課、消防防災課】 1 実施方法 (1)～(2) [略] (3) 訓練は、図上訓練又は<u>実地</u>訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とする。 ① [略] ② <u>実地</u>訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと<u>実地</u>に防災活動に習熟するため実施する。 (4) [略] 2 実施に当たって留意すべき事項 [略] (1)～(9) [略] <u>[新規]</u>	第3節 防災訓練計画 第1 基本方針 [略] 第2 実施要領 【総務課、消防防災課】 1 実施方法 (1)～(2) [略] (3) 訓練は、図上訓練又は<u>実動</u>訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とする。 ① [略] ② <u>実動</u>訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと<u>実動により</u>防災活動に習熟するため実施する。 (4) [略] 2 実施に当たって留意すべき事項 [略] (1)～(9) [略] <u>(10)避難所開設・運営訓練の実施</u> <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u>
19	第4節 通信確保計画 第1 基本方針 (1)～(2) [略] (3) <u>情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用が必要である。</u> 第2 通信施設・設備の整備等 [略]	第4節 通信確保計画 第1 基本方針 (1)～(2) [略] (3) <u>効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステム活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u> 第2 通信施設・設備の整備等 [略]
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正 ○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案																				
21	第5節 避難対策計画 第1 [略] 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備等 1 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備 <table><tr><td>指定緊急避難場所</td><td>(1) <u>大規模な火事などの</u>輻射熱から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地等であること。</td></tr><tr><td></td><td>(2)～(3) [略]</td></tr><tr><td></td><td>(4) 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上とし、対象避難地区すべての町民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。</td></tr><tr><td></td><td>(5)～(8) [略]</td></tr><tr><td>指定避難所</td><td>[略]</td></tr></table> ①～② [略] ③ 町は、一般の指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 ④～⑥ [略] <u>[新規]</u>	指定緊急避難場所	(1) <u>大規模な火事などの</u> 輻射熱から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地等であること。		(2)～(3) [略]		(4) 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上とし、対象避難地区すべての町民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。		(5)～(8) [略]	指定避難所	[略]	第5節 避難対策計画 第1 [略] 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備等 1 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備 <table><tr><td>指定緊急避難場所</td><td>(1) <u>火災の延焼によって生じる</u>輻射熱から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地等であること。</td></tr><tr><td></td><td>(2)～(3) [略]</td></tr><tr><td></td><td>(4) 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上 <u>(新型コロナウイルス感染症に対応する場合、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン等を参考に設定)</u>とし、対象避難地区すべての町民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。</td></tr><tr><td></td><td>(5)～(8) [略]</td></tr><tr><td>指定避難所</td><td>[略]</td></tr></table> ①～② [略] ③ 町は、一般の指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。<u>なお、福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するよう努めるものとする。</u> ④～⑥ [略] <u>⑦ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知するよう努めるものとする。</u>	指定緊急避難場所	(1) <u>火災の延焼によって生じる</u> 輻射熱から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地等であること。		(2)～(3) [略]		(4) 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上 <u>(新型コロナウイルス感染症に対応する場合、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン等を参考に設定)</u> とし、対象避難地区すべての町民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。		(5)～(8) [略]	指定避難所	[略]
指定緊急避難場所	(1) <u>大規模な火事などの</u> 輻射熱から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地等であること。																					
	(2)～(3) [略]																					
	(4) 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上とし、対象避難地区すべての町民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。																					
	(5)～(8) [略]																					
指定避難所	[略]																					
指定緊急避難場所	(1) <u>火災の延焼によって生じる</u> 輻射熱から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地等であること。																					
	(2)～(3) [略]																					
	(4) 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上 <u>(新型コロナウイルス感染症に対応する場合、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン等を参考に設定)</u> とし、対象避難地区すべての町民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。																					
	(5)～(8) [略]																					
指定避難所	[略]																					
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正 ○防災基本計画の修正に伴う修正																					

項	現計画	修正案
23	<u>[新規]</u> <u>[新規]</u> 2 避難道路の選定及び整備 [略] 3 指定緊急避難場所等の環境整備 町は、次の事項に留意し、平時から指定緊急避難場所等の環境整備を図る。 (1) <u>避難勧告等</u>を迅速に町民へ伝達する手段の確保 (2)～(10) [略] 4 指定避難所の運営体制等の整備 [略] 第3 避難計画の策定 1 避難計画 (1) 町は、東日本大震災を受け、指定緊急避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした「山田町避難計画」を作成する。 ① <u>避難準備・高齢者等避難開始(町民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの)、避難の勧告又は指示(緊急)、災害情報の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</u> ②～③ [略] ④～⑨ [略] [略] (2) 町は、<u>避難勧告等</u>を町民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。	⑧ <u>町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> ⑨ <u>町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> 2 避難道路の選定及び整備 [略] 3 指定緊急避難場所等の環境整備 町は、次の事項に留意し、平時から指定緊急避難場所等の環境整備を図る。 (1) <u>避難指示等</u>を迅速に町民へ伝達する手段の確保 (2)～(10) [略] 4 指定避難所の運営体制等の整備 [略] 第3 避難計画の策定 1 避難計画 (1) 町は、東日本大震災を受け、指定緊急避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした「山田町避難計画」を作成する。 ① <u>高齢者等避難(避難行動要支援者等に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの)、避難指示及び緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</u> ②～③ [略] ④～⑨ [略] [略] (2) 町は、<u>避難指示等</u>を町民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
25	(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、町民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、<u>避難指示（緊急）</u>等の発令・伝達体制を整える。 (4) [略] (5) 「<u>避難勧告</u>等に関するガイドライン」を参考に<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報</u>（以下「<u>避難勧告等</u>」という。）の具体的な発令基準を策定し、その内容について避難計画とあわせて町民等に周知する。 また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、<u>避難勧告</u>等を適切に発令することができるよう、具体的な<u>避難勧告</u>等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。 (6) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u> 町は、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しについて、国土交通省、気象庁又は県から、必要な助言等を求めることができる。	(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、町民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、<u>避難指示</u>等の発令・伝達体制を整える。 (4) [略] (5) 「<u>避難情報</u>に関するガイドライン」を参考に<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>（以下「<u>避難指示等</u>」という。）の具体的な発令基準を策定し、その内容について避難計画とあわせて町民等に周知する。 また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、<u>避難指示</u>等を適切に発令することができるよう、具体的な<u>避難指示</u>等を発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。 (6) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を策定することとする。また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u> 町は、これらの基準及び<u>対象区域</u>の設定及び見直しについて、国土交通省、気象庁又は県から、必要な助言等を求めることができる。
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
25	(7) 避難計画に盛り込む<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関の支援を受け、かつ、国及び県の機関との連携に努める。 (8)～(12) [略] 2 ハザードマップ [略] 3 津波避難計画 (1) [略] ①～⑥ [略] ⑦ 避難<u>勧告</u>・指示の発令 ⑧～⑩ [略] (2)～(3) [略]	(7) 避難計画に盛り込む<u>避難指示等</u>の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関の支援を受け、かつ、国及び県の機関との連携に努める。 (8)～(12) [略] 2 ハザードマップ [略] 3 津波避難計画 (1) [略] ①～⑥ [略] ⑦ 避難指示の発令 ⑧～⑩ [略] (2)～(3) [略]
27	4 学校、要配慮者利用施設等における避難計画 (1)～(6) [略] (7) 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する<u>避難勧告</u>等の周知方法、避難させる場合の指定緊急避難場所等、経路、誘導方法等を定める。 (8) [略] 5 広域一時<u>避難</u> (1) 町は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内の他市町村への一時的な滞在（以下「県内広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。 (2) 町は、<u>県内広域一時滞在</u>の受入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。	4 学校、要配慮者利用施設等における避難計画 (1)～(6) [略] (7) 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する<u>避難指示</u>等の周知方法、避難させる場合の指定緊急避難場所等、経路、誘導方法等を定める。 (8) [略] 5 <u>広域避難及び</u>広域一時<u>滞在</u> (1) 町は、<u>災害が発生するおそれがあり又は</u>災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、<u>広域避難における居住者等及び広域一時滞在中に</u>おける被災住民（以下「<u>広域避難者</u>」という。）の対応が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。 (2) 町は、<u>広域避難者</u>の受入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
27	第4 避難に関する広報 町は、町民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、指定緊急避難場所等及び過去の浸水区域等を示した津波ハザードマップ、津波防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、町民に対する周知徹底を図る。 (1) [略] (2) 避難行動に関する事項 ① 平常時における避難の心得 ② <u>避難勧告</u>等の用語の意味 ③ <u>避難勧告</u>等の伝達方法 ④ 避難の方法 ⑤ 避難後の心得 (3) [略] 第5 避難訓練の実施 [略] 第6 津波に対する町民等の予防措置 [略] 1 町民の予防措置 (1)～(3) [略] (4) 町の<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>に従って行動する。 (5) [略] 2 船舶の予防措置 [略]	第4 避難に関する広報 町は、町民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、指定緊急避難場所等及び過去の浸水区域等を示した津波ハザードマップ、津波防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、町民に対する周知徹底を図る。<u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u> (1) [略] (2) 避難行動に関する事項 ① 平常時における避難の心得 ② <u>避難指示</u>等の用語の意味 ③ <u>避難指示</u>等の伝達方法 ④ 避難の方法 ⑤ 避難後の心得 (3) [略] 第5 避難訓練の実施 [略] 第6 津波に対する町民等の予防措置 [略] 1 町民の予防措置 (1)～(3) [略] (4) 町の避難指示に従って行動する。 (5) [略] 2 船舶の予防措置 [略]
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
31	第7節 要配慮者の安全確保計画 第1 基本方針 町は、防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、要配慮者利用施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。 特に、<u>避難勧告</u>等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。 第2 実施要領 1 避難行動要支援者の実態把握 (1)～(2) [略] <u>[新規]</u> <u>[新規]</u>	第7節 要配慮者の安全確保計画 第1 基本方針 町は、防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、要配慮者利用施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。 特に、<u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。 第2 実施要領 1 避難行動要支援者実態把握 (1)～(2) [略] <u>(3) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から必要な配慮をするものとする。</u> <u>(4) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地区全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u>
修正理由	○町独自の修正（所要の修正） ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
31	2 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有 町は、要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成<u>する。</u> また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿の情報の適切な管理に努める。	2 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成、更新及び情報共有 町は、要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成<u>し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</u> また、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の情報について<u>は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、</u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿<u>及び計画</u>の活用を支障が生じないよう、名簿<u>及び計画</u>情報の適切な管理に努める。
32	(1) 避難行動要支援者の範囲 [略] (2) 避難行動要支援者名簿の記載事項 ア 氏名 <u>イ 生年月日</u> <u>ウ 性別</u> <u>エ 住所及び居所</u> <u>オ 電話番号その他の連絡先</u> <u>カ</u> 避難支援等を必要とする事由 <u>キ</u> その他、避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項 <u>[新規]</u>	(1) 避難行動要支援者の範囲 [略] (2) 避難行動要支援者名簿の記載事項 ア 氏名、<u>生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先</u> <u>イ</u> 避難支援等を必要とする事由 <u>ウ</u> その他、避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項 <u>(3) 個別避難計画の記載事項</u> <u>ア 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先</u> <u>イ 避難支援者の情報</u> <u>ウ 避難支援時の特記事項</u> <u>エ 必要な保健・医療・福祉サービスの内容</u>
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○町独自の修正	

項	現計画	修正案
32	3 避難支援等関係者への<u>名簿情報</u>の提供 町は、平常時から名簿を提供することにより、または、山田町個人情報保護条例その他関係例規の定めにより、避難行動要支援者について、避難支援等関係者にあらかじめ名簿を提供するとともに、<u>名簿</u>情報の漏えいの防止等に関し必要な措置を講ずる。 ○避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。 (1)～(2) [略] (3) 民生委員 (4)～(7) [略]	3 避難支援等関係者への<u>名簿及び個別避難計画</u>の提供 町は、平常時から名簿<u>及び個別避難計画</u>を提供することにより、または、山田町個人情報保護条例その他関係例規の定めにより、避難行動要支援者について、避難支援等関係者にあらかじめ名簿<u>及び個別避難計画</u>を提供するとともに、情報の漏えいの防止等に関し必要な措置を講ずる。 ○避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。 (1)～(2) [略] (3) 民生・<u>児童委員</u> (4)～(7) [略]
32	4 避難行動要支援者名簿の管理 避難行動要支援者名簿情報は秘匿性の高い個人情報が含まれることから、町は名簿情報の漏えいの防止等について関係規定に基づき適切な取り扱いを行うほか、避難支援等関係者に対して適切な管理、取扱いを行うよう指導する。 5 災害情報等の伝達体制の整備 (1)～(3) [略] (4) 町は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、<u>発災時</u>には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。 (5) 町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、<u>避難勧告</u>等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。 6～9 [略]	4 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の管理 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>は秘匿性の高い個人情報が含まれることから、町は名簿<u>及び計画</u>情報の漏えいの防止等について関係規定に基づき適切な取り扱いを行うほか、避難支援等関係者に対して適切な管理、取扱いを行うよう指導する。 5 災害情報等の伝達体制の整備 (1)～(3) [略] (4) 町は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、<u>災害時</u>には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。 (5) 町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、<u>避難指示</u>等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。 6～9 [略]
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○所要の修正	

項	現計画	修正案
34	10 外国人の安全確保対策について (1)～(2) [略] (3) 情報伝達及び案内標示板等の整備 町は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による<u>避難勧告</u>等の伝達手段の確保に努める。また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。 <u>[新規]</u> (4) 情報の提供 町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。 <u>[新規]</u> (5) ボランティアの育成等 町は、<u>国際理解関係団体等</u>の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修等の実施に努める。 (6) 生活相談 町は、<u>国際交流理解関係団体等</u>及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。	10 外国人の安全確保対策について (1)～(2) [略] (3) 情報伝達及び案内標示板等の整備 <u>①</u> 町は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による<u>避難指示</u>等の伝達手段の確保に努める。また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。 <u>② 町は、県等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</u> (4) 情報の提供 <u>①</u> 町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。 <u>② 町は、災害時に避難所等において、災害時多言語支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集(外国人被災者の状況、ニーズ把握)、情報提供(災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング)を行うよう努める。</u> (5) ボランティアの育成等 町は、<u>国際交流関係団体等</u>の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修等の実施に努める。 (6) 生活相談 町は、<u>国際交流関係団体等</u>及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○県計画修正に伴う修正	

項	現計画	修正案
35	第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画 第1 [略] 第2 備蓄計画等 <u>[新規]</u> <u>1</u> 備蓄目標 [略] <u>2</u> 備蓄計画 [略] (1)～(3) [略] (4) 備蓄を行う物資の品目は、毛布、ストーブ、発動発電機、カセットコンロ、懐中電灯、ラジオ、電池、ロウソク、マスク、消毒液等の全ての避難者に共通して必要となる物資に加え、要配慮者及び女性、食物アレルギーを有する者、外国人に<u>も</u>配慮した物資等の備蓄を計画的に進めるものとする。 (5)～(6) [略]	第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画 第1 [略] 第2 備蓄計画等 1 <u>備蓄の種類</u> <u>備蓄の種類については、次のとおりである。</u> <u>(1) 災害に備え、県、町、事業所、町民が主体となり備蓄する物資（備蓄物資）</u> <u>(2) 災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）</u> <u>(3) 県又は町が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）</u> <u>(4) 国が、被災地方自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み（プッシュ型支援）</u> <u>2</u> 備蓄目標 [略] <u>3</u> 備蓄計画 [略] (1)～(3) [略] (4) 備蓄を行う物資の品目は、毛布、ストーブ、発動発電機、カセットコンロ、懐中電灯、ラジオ、電池、ロウソク、マスク、消毒液、<u>携帯トイレ、簡易トイレ</u>等の全ての避難者に共通して必要となる物資に加え、<u>性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズに違いや要配慮者及び女性、食物アレルギーを有する者、外国人等の多様なニーズに配慮した物資等の備蓄を計画的に進めるものとする。また、段ボールベッド、パーティションなど新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u> (5)～(6) [略]
修正理由	○県計画修正に伴う修正 ○防災基本計画修正に伴う修正	

項	現計画	修正案												
40	第 11 節 都市防災計画 第 1 ～第 3 〔略〕 第 4 津波防災を考慮した土地利用計画 【復興企画課、都市計画課】 〔略〕 第 5 防災空間の確保 【復興企画課、都市計画課】 1 ～ 2 〔略〕 第 6 市街地開発事業による都市整備 【復興企画課、都市計画課】 1 ～ 2 【略】	第 11 節 都市防災計画 第 1 ～第 3 〔略〕 第 4 津波防災を考慮した土地利用計画 【政策企画課、都市計画課】 〔略〕 第 5 防災空間の確保 【政策企画課、都市計画課】 1 ～ 2 〔略〕 第 6 市街地開発事業による都市整備 【政策企画課、都市計画課】 1 ～ 2 【略】												
48	第 14 節 津波災害予防計画 第 1 〔略〕 第 2 海岸保全施設の整備 【復興企画課、水産商工課、建設課、総務課】 第 3 海岸保全施設の管理 【復興企画課、水産商工課、建設課、総務課】 第 4 安全な居住地の整備 【復興企画課、建設課、都市計画課】 第 5 防災施設の整備 【復興企画課、建設課、総務課】 第 6 町民への情報伝達 〔略〕 <table><tr><td>大津波警報発表時</td><td>・町民に対する広報（大津波警報の伝達） ※町民に対する避難指示（緊急）</td></tr><tr><td>津波警報発表時</td><td>・町民に対する広報（津波警報の伝達） ※町民に対する避難指示（緊急）</td></tr><tr><td>津波注意報発表時</td><td>・町民に対する広報（津波注意報の伝達） ※町民に対する避難勧告</td></tr></table> ※ 現在地盤が沈下していることに加え、津波防御機能が低下している状況であることから、防潮堤の再整備等が完了するまでの間は、原則として津波注意報発表時には避難勧告を、津波警報若しくは大津波警報発表時には避難指示（緊急）を発令するものとする。	大津波警報発表時	・町民に対する広報（大津波警報の伝達） ※町民に対する避難指示（緊急）	津波警報発表時	・町民に対する広報（津波警報の伝達） ※町民に対する避難指示（緊急）	津波注意報発表時	・町民に対する広報（津波注意報の伝達） ※町民に対する避難勧告	第 14 節 津波災害予防計画 第 1 〔略〕 第 2 海岸保全施設の整備 【政策企画課、水産商工課、建設課、総務課】 第 3 海岸保全施設の管理 【政策企画課、水産商工課、建設課、総務課】 第 4 安全な居住地の整備 【政策企画課、建設課、都市計画課】 第 5 防災施設の整備 【政策企画課、建設課、総務課】 第 6 町民への情報伝達 〔略〕 <table><tr><td>大津波警報発表時</td><td>・町民に対する広報（大津波警報の伝達） ※町民に対する避難指示</td></tr><tr><td>津波警報発表時</td><td>・町民に対する広報（津波警報の伝達） ※町民に対する避難指示</td></tr><tr><td>津波注意報発表時</td><td>・町民に対する広報（津波注意報の伝達） ※町民に対する避難指示</td></tr></table> ※ 現在地盤が沈下していることに加え、津波防御機能が低下している状況であることから、防潮堤の再整備等が完了するまでの間は、原則として津波注意報、津波警報若しくは大津波警報発表時には避難指示を発令するものとする。	大津波警報発表時	・町民に対する広報（大津波警報の伝達） ※町民に対する避難指示	津波警報発表時	・町民に対する広報（津波警報の伝達） ※町民に対する避難指示	津波注意報発表時	・町民に対する広報（津波注意報の伝達） ※町民に対する避難指示
大津波警報発表時	・町民に対する広報（大津波警報の伝達） ※町民に対する避難指示（緊急）													
津波警報発表時	・町民に対する広報（津波警報の伝達） ※町民に対する避難指示（緊急）													
津波注意報発表時	・町民に対する広報（津波注意報の伝達） ※町民に対する避難勧告													
大津波警報発表時	・町民に対する広報（大津波警報の伝達） ※町民に対する避難指示													
津波警報発表時	・町民に対する広報（津波警報の伝達） ※町民に対する避難指示													
津波注意報発表時	・町民に対する広報（津波注意報の伝達） ※町民に対する避難指示													
修正理由	○町独自の修正（組織改編に伴う修正） ○防災基本計画の修正に伴う修正													